

作成日 2020/03/10
改訂日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	ラベルはがしスプレー
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
整理番号	M200310

2. 危険有害性の要約 GHS分類

物理化学的危険性 健康有害性	エアゾール 区分1 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(全身毒性 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
環境有害性	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液系) 水生環境有害性(急性) 区分3 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール
H229 高圧容器: 熱すると破裂のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
H371 全身毒性、中枢神経系の障害のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障害のおそれ
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)
使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。(P251)
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)

<p>保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)</p> <p>吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)</p> <p>ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)</p> <p>気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)</p>	<p>応急措置</p>
<p>容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)</p> <p>施錠して保管すること。(P405)</p> <p>日光から遮断し、50°C以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)</p>	<p>保管</p>
<p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)</p>	<p>廃棄</p>

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
イソプロピルアルコール	8.7%	CH ₃ CH(OH)CH ₃	(2)-207	既存	67-63-0
水素化精製重質ナフサ(石油)	47.8%	不明	不明	不明	64742-48-9
d-リモネン	0.9%	C ₁₀ H ₁₆	(3)-2245	既存	5989-27-5
プロパン	12.8%	CH ₃ CH ₂ CH ₃	(2)-3	既存	74-98-6
ブタン	29.8%	CH ₃ CH ₂ CH ₂ CH ₃	(2)-4	既存	106-97-8

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚を速やかに洗浄すること。
多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

小火災: 粉末消火剤、二酸化炭素。
大火災: 散水、水噴霧、一般の泡消火剤。

特有の危険有害性

加熱により容器が爆発するおそれがある。
破裂したボンベが飛翔するおそれがある。
極めて燃え易い:熱、火花、火炎で容易に発火する。
蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。
液化ガスからの蒸気は、初めは空気より重く、地表にそって拡がる。
蒸気は着火源にまで達し、発火することがある。
屋内、屋外または下水溝で蒸気爆発の危険がある。
火災時に刺激性、腐食性及び/または毒性のガスを発生するおそれがある。
消火水が汚染を引き起こすおそれがある。
吸入や接触により皮膚や眼に刺激や炎症を起こすおそれがある。
蒸気は、めまいや窒息を引き起こすおそれがある。
接触により皮膚や眼に刺激や炎症をを起こすおそれがある。
ガスや液化ガスに接触すると、火傷、重傷及び/または凍傷になるおそれがある。

特有の消火方法

損傷したボンベは専門家だけが取り扱う。
火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
安全に対処できるならば着火源を除去すること。
これらすべての物質は引火点が極めて低い:消火の効果がないおそれがある場合は散水を行なう。
漏洩源や安全装置に直接水をかけてはいけない;凍るおそれがある。
漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。
消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。
大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。
火災に巻き込まれたタンクから常に離れる。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
空気式呼吸器(SCBA)を着用する。
製造者により特に推奨された耐薬品用保護衣を着用する。
防火服は火災時に限られた防護をするに過ぎない。

消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外は近づけない。
作業者は適切な保護具(8. ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
漏洩場所を換気する。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
風上に留まる。
低地から離れる。
立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材

すべての発火源を取り除く(近傍の喫煙、火花や火災の禁止)
危険でなければ漏れを止める。
容器を冷却して蒸発を抑え、発生した蒸気雲を分散させるため散水を行う。

7. 取扱い及び保管上の注意
取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項

使用前に使用説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
加圧ガスを含有し、熱すると爆発のおそれがある。
裸火または高温の白熱体に噴霧しないこと。
加圧容器は使用後穴をあけたり燃したりしないこと。
漏洩すると、発火、爆発する危険性がある。
容器は丁寧に取扱い、衝撃を与えたり、転倒させない。
火気注意。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
接触、吸入または飲み込まないこと。
目や口に入ると刺激を受けることがあり、使用の際には十分気を付けること。
内容物を故意に吸い込まないこと。
多量に吸入すると、窒息する危険性がある。
吸入すると、死亡する危険性がある。
皮膚、粘膜等に触れると、炎症を起こす。
眼に入れないこと。
空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
屋外または換気の良い場所で取り扱うこと。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること
『10. 安定性及び反応性』を参照。
取扱い後はよく手を洗うこと。
缶が錆びて破裂する原因になることがあり、湿気の多い場所には保管しないこと。
長期間使用しないで置き忘れてしまわないこと。
熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。
禁煙。
日光から遮断し、50℃を超える温度に暴露しないこと。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
関係者以外が触れないように保管すること。

保管

接触回避
衛生対策
安全な保管条件

安全な容器包装材料 耐圧強度と気密性を有する容器を使用する。
消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
イソプロピルアルコール	200ppm	【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m3)	TWA 200 ppm, STEL 400 ppm
ブタン	未設定	500ppm(1200mg/m3)	TWA -, STEL 1000 ppm (EX)
d-リモネン	未設定	未設定	未設定

プロパン	未設定	未設定	TWA See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX), STEL See Appendix F: Minimal Oxygen Content (D, EX)
水素化精製重質ナフサ (石油)	未設定	未設定	未設定

設備対策

本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

保護具

呼吸器の保護具
手の保護具
眼の保護具

適切な呼吸器保護具を着用すること。
適切な保護手袋を着用すること。
適切な保護眼鏡を着用すること。(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具

必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態
形状
色

エアゾール
液体
透明

臭い

臭いのしきい(閾)値

固有の臭い無し
データなし

pH

融点・凝固点

沸点、初留点及び沸騰範囲

データなし

データなし

163~187°C(水素化精製重質ナフサ)

引火点

蒸発速度

燃焼性(固体、気体)

15.1000°C (タグ密閉式)

データなし

データなし

燃焼又は爆発範囲

下限
上限

データなし

データなし

蒸気圧

蒸気密度

比重(密度)

溶解度

n-オクタノール／水分配

係数

自然発火温度

分解温度

粘度(粘性率)

動粘性率

データなし

データなし

データなし

0.78g/cm³(液体)

データなし

データなし

データなし

データなし

データなし

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

情報なし

通常の条件においては安定である。

危険有害反応可能性

強酸性下、アルカリ性下で不安定。

過剰な圧力または熱を放出する危険有害な反応または重合は起こらない。

避けるべき条件

混触危険物質

危険有害な分解生成物

加熱、高温の物体、火花、裸火、静電気火花。

強酸化剤。

燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素が発生する。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が4385.4950551mg/kgのため区分5に該当。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分外に変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が50000ppm超のため区分外に該当 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
呼吸器感作性又は皮膚感作性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。 (呼吸器感作性) データ不足のため分類できない。 (皮膚感作性) 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
生殖細胞変異原性		※区分1は0.9%含まれる。 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
発がん性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
生殖毒性		(生殖毒性) 区分2の成分が8.7%のため、区分2に該当。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		区分1(全身毒性)の成分が8.7%のため、区分2(全身毒性)に該当。 区分1(中枢神経系)の成分が8.7%のため、区分2(中枢神経系)に該当。 区分3(麻酔作用)の成分合計が42.6%のため、区分3(麻酔作用)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分1(血液系)の成分が8.7%のため、区分2(血液系)に該当。 ※区分2(肝臓)は8.7%含まれる。 ※区分2(呼吸器)は8.7%含まれる。 ※区分2(脾臓)は8.7%含まれる。

<p>吸引性呼吸器有害性</p>			動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
<p>12. 環境影響情報</p>			
<p>水生環境有害性(急性)</p>			(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が90%のため、区分3に該当。
<p>水生環境有害性(長期間)</p>			(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が90%のため、区分3に該当。
<p>オゾン層への有害性</p>			データ不足のため分類できない。
<p>13. 廃棄上の注意</p>			
<p>残余廃棄物</p>			<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。</p> <p>特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。</p> <p>廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。</p>
<p>汚染容器及び包装</p>			スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。
<p>14. 輸送上の注意</p>			
<p>国際規制</p>	<p>海上規制情報</p>		IMOの規定に従う。
	UN No.		1950
	Proper Shipping Name		エアゾール
	Class		2.1
	Packing Group		-
	Marine Pollutant		Not applicable
	Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II ,and the IBC code.		Not applicable
	航空規制情報		ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.		1950
	Proper Shipping Name		エアゾール
	Class		2.1
	Packing Group		-
<p>国内規制</p>	<p>陸上規制</p>		非該当
	海上規制情報		船舶安全法の規定に従う。
	国連番号		1950
	品名		エアゾール
	クラス		2.1
	容器等級		-
	海洋汚染物質		非該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質		非該当

	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1950
	品名	エアゾール
	クラス	2.1
	等級	-
緊急時応急措置指針番号		126

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
	作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
	危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
	危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)
	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
	プロピルアルコール(政令番号:494)(1%-10%)
	ブタン(政令番号:482)(20%-30%)
	石油ナフサ(政令番号:330)(40%-50%)
化学兵器禁止法	有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)
消防法	第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)
大気汚染防止法	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)
	油性混合物(施行規則第2条の2)
	有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))
	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」
	輸出貿易管理令別表第1の16の項
	輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
船舶安全法	高压ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	高压ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・高压ガス(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
労働基準法	がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)

16. その他の情報

参考文献	製造元メーカー提供資料
	NITE GHS分類結果一覧
	JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法
	JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
	経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

その他

日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。
危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、
取扱いには十分注意して下さい。